

# 春日井市分別収集計画

(令和5年度～令和9年度)

令和4年6月30日作成

## 目次

1	策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	7
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	8
9	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	9
10	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	10
11	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	11

## 1 策定の意義

私たちのまち春日井は、快適で文化的な質の高い生活を営むことができるようまちづくりを進め、尾張部を代表する生活都市として着実な歩みを重ねてきた。今日までこのまちを育んできた先人たちの歩みは、私たちにとってかけがえのない資産であり、誇りである。

しかしながら、都市化の進展と、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、私たちの暮らしに便利さや物質的な豊かさをもたらす一方で、環境への負荷を増大させ、市民生活にも多くの影響を及ぼしている。

このような状況のなか、私たちは、今日の環境問題の多くが物質的な豊かさや利便性を求めた日常生活や事業活動に起因し、環境に与える影響が多大であることを認識した上で、市民、事業者、行政が一体となって環境への負荷を低減し、持続可能な社会を構築していかなければならない。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条に基づいて定めるものであり、ごみの減量と再資源化のための市民・事業者・市それぞれの役割を明確にし、具体的な方策を明らかにするとともに、全ての関係者が一体となって取り組む方針を示している。

また、本計画の推進により、容器包装廃棄物の分別収集・再資源化を促進するとともに、焼却炉への負担軽減と最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を推進するに当たっての基本的方向は、春日井市ごみ処理基本計画の内容を踏まえ、次のとおりとする。

### (1) 啓発等によるごみ減量の推進

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」等、市民がごみに関する情報を簡単に入手できるようにすることやごみに関する情報を積極的に発信することで、市民がごみ減量や資源化に取り組みやすい環境を作る。

また、ごみ減量や分別について、子どもから大人までそれぞれの年代に合わせた環境教育や体験講座、施設見学等のごみ減量や資源化に関する啓発活動を行う。

### (2) 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

生産、流通、消費、排出の各過程の中で、これまでの市民生活や事業活動を見直して排出抑制を推進し、ごみの減量に努める。また、ごみの分別を促進し、資源の回収率を向上させるため、イベント回収や啓発を行う。

### (3) 市民、事業者、市のパートナーシップの確立

三者が相互に連携を図りつつ、循環型社会の形成への積極的な参加と適切な役割分担のもとで、様々な施策に取り組む。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

単位：トン

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	16,707	16,579	16,500	16,406	16,357

内訳

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器	380	377	375	373	372
アルミ製容器	1,139	1,130	1,125	1,119	1,115
ガラス製容器（無色）	1,044	1,036	1,031	1,025	1,022
ガラス製容器（茶色）	1,044	1,036	1,031	1,025	1,022
ガラス製容器（その他）	95	94	94	93	93
飲料用紙製容器	380	377	375	373	372
段ボール	2,563	2,544	2,531	2,517	2,509
紙製容器包装	1,993	1,978	1,969	1,958	1,952
ペットボトル	1,519	1,507	1,500	1,491	1,487
白色トレイ	95	94	94	93	93
プラスチック製容器包装	6,455	6,406	6,375	6,339	6,320

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項  
(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、次の方策を実施する。

(1) 情報発信

取組名	具体的内容
ごみ分別アプリの利用推進	収集カレンダーや分別方法の検索機能などを有するスマートフォン用ごみ分別アプリの普及促進を図るとともに、通知機能などによる啓発を行う。
啓発施設の活性化	エコメッセ春日井に展示してある再利用子ども服や再利用家具などリユース部門や講座内容を見直し、施設全体の活性化を図る。
「ごみの現状」「清掃事業概要」の作成と公表	当市におけるごみ処理の内容について、毎年度報告書を作成し、情報を公表する。
社会科副読本「くらしとごみ」の配布	小学生のときからごみ減量と分別意識を培うことを目的に作成し、小学4年生全員に配布する。
環境カレンダー、資源・ごみの出し方便利帳、品目別一覧の配布	ごみ出しマナーと適正なごみの分別・排出を啓発するため、分別区分やごみを出す日等を記載した冊子を配布する。

(2) 啓発

取組名	具体的内容
子ども環境アカデミー	ごみの分別、資源のリサイクルなど様々な環境問題に家族ぐるみで関心を持ってもらうため、子どもとその保護者を対象とした環境教育講座を行う。
ごみ収集体験	中学校の生徒に対し、就業体験の一環としてごみ収集を体験する場を提供する。
表彰	個人でごみの減量に取り組んでいる人、事業者や団体を表彰する。
「青空教室」の実施	保育園、幼稚園の園児に対して、ごみのリサイクルへの関心を高めるため、塵芥収集車を使用し、ごみの分別等の環境教育を実施する。また、市内小学校4年生対象の社会科の授業で、社会参加への第一歩となる適切なごみの分別、排出を学ぶため、社会科副読本「くらしとごみ」を用いて環境教育を実施する。

取組名	具体的内容
施設見学、イベント・講座の活用	クリーンセンター内のごみの焼却・破碎処理や資源の選別・梱包作業等の見学を通して、正しいごみ・資源分別の啓発等の講座、再利用販売、フリーマーケット等のイベントから3Rの普及に努める。
出前講座の推進	事業者や町内会等、老人クラブ等の団体に対して、ごみの減量やリサイクルに対する意識の高揚を図るため、各団体の要望に応じた講座（説明会）を行う。

### (3) 家庭系ごみの減量

取組名	具体的内容
新たな収集方式等の調査、検討	新たな収集方式として戸別収集や拠点回収の強化などについて収集方法、費用を検討する。また、ごみステーションの在り方について、調査研究する。

### (4) 事業系ごみの減量

取組名	具体的内容
市役所発信！ごみ減量月間	啓発月に市役所から排出される紙ごみ等を減らすための施策を提案する。
レジ袋削減の推進	スーパーやドラッグストアに加えて、新たな取組み事業者と協定を締結する。
ごみ減量3R推進事業所認定制度	ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組む事業所を認定し、その事業所の取組みを広く紹介することで、市民や事業者のごみの減量やリサイクルに対する意識の高揚を図る。
適正搬入指導(収集運搬許可業者)	クリーンセンター搬入時に、産業廃棄物や資源等の混入を防止するため、ごみ検査を実施し、適正搬入の推進と分別方法の指導等、搬入指導を行う。
拡大生産者責任の啓発	市内事業者に対し、拡大生産者責任の考え方に即して、より環境負荷の少ない製品の使用や過剰包装などの削減に努めるよう啓発する。
リユース容器活用の促進	市内で開催されるまつりやイベントにおいて、使い捨て容器の排出を抑制するため、陶器などリユース容器を積極的に活用するよう主催者や参加者へ呼びかける。
グリーン購入の推進	当市が調達する物品やサービスに関して、環境に負荷の少ない製品やサービスの調達の推進を率先して実施する。

(5) 資源化の推進

取組名	具体的内容
資源の拠点回収	希少金属を使用している携帯電話などの情報端末、デジタルカメラなどの小型家電を公共施設等で拠点回収する。また、資源回収強化月間を創設し周知に努め、市や地元のまつりなどのイベントの開催時に、資源を回収する特設エリアを設置する。
雑がみの分別	燃やせるごみの約4割を占める紙・布類のうち、雑がみの資源化を推進するため、雑がみの分別収集を周知するとともに、排出しやすい方法を検討する。
資源回収団体奨励金交付制度	ごみ減量と再生利用に係る活動並びに地域活動の促進を図るため、適正に回収活動を行う団体へ奨励金を交付する。また、更なる促進を目指して、金額についても検討する。

(6) 適正なごみ分別の推進

取組名	具体的内容
転入者への啓発	当市のごみの分別ルールなど知識が少ない転入者に対して、環境カレンダーを受け取りやすい環境づくりに努める。
ごみ排出指導	ごみ出しマナーの向上を図るため、ごみステーションの立ち番指導、町内会、集合住宅等への説明会を開催する。
外国人向け排出指導	外国人に向け、外国語のパンフレットを作成するほか、英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語に対応しているアプリ「さんあ〜る」の周知に努め、ごみの出し方などを周知する。
さわやか収集	家庭ごみの持ち出しができない方を対象にさわやか収集を行っている。今後は福祉関係部門と連携し、総合的な高齢化対策として、さわやか収集のあり方について拡充を検討する。



## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

市民の協力度、収集体制、市が有する中間処理施設等を勘案し、分別収集する容器包装の種類及び収集に係る分別の区分は、次のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	飲料缶
主としてガラス製の容器 (無色、茶色、その他)	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	牛乳パック類
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

単位：トン

		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器		52	51	51	51	51
アルミ製容器		259	257	256	254	253
ガラス製容器	無色	合計	合計	合計	合計	合計
		489	485	483	480	478
		引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量
		489	485	483	480	478
	茶色	合計	合計	合計	合計	合計
		341	339	337	335	334
		引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量
		341	339	337	335	334
	その他	合計	合計	合計	合計	合計
		353	351	349	347	346
		引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量
		123 230	123 228	122 227	121 226	121 225
飲料用紙製容器		54	54	54	53	53
段ボール		1,659	1,646	1,639	1,629	1,624
紙製容器包装	合計	合計	合計	合計	合計	
	0	0	0	0	0	
	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	
	0	0	0	0	0	
ペットボトル	合計	合計	合計	合計	合計	
	653	648	645	641	639	
	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	
	653	648	645	641	639	
プラスチック製容器包装	合計	合計	合計	合計	合計	
	2,828	2,806	2,793	2,777	2,769	
	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	
	2,828	2,806	2,793	2,777	2,769	
(うち白色トレイ)	合計	合計	合計	合計	合計	
	41	41	40	40	40	
	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	引渡し量 独自処理量	
	41	41	40	40	40	

※ 特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、令和3年度の分別基準適合物等の収集実績並びに春日井市ごみ処理基本計画を踏まえて算定した。

## 9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

分別収集は、次のとおり行うものとする。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
スチール製容器	燃やせないごみ	委託業者による定期回収	市 (破碎→選別)
	飲料缶	委託業者による定期回収	市
アルミ製容器	燃やせないごみ	委託業者による定期回収	市 (破碎→選別)
	飲料缶	委託業者による定期回収・市民団体による集団回収	市民間業者
ガラス製容器 (無色・茶色・その他)	ガラスびん	委託業者による定期回収・市民団体による集団回収	市民間業者
飲料用紙製容器	牛乳パック類	委託業者による定期回収・市民団体による集団回収	委託業者 民間業者
段ボール	段ボール	委託業者による定期回収・市民団体による集団回収	委託業者 民間業者
紙製容器包装	雑がみ	委託業者による定期回収・市民団体による集団回収	委託業者 民間業者
ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期回収	市
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	委託業者による定期回収	委託業者

## 10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設は、市のクリーンセンターほか民間業者を活用する。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	燃やせないごみ	袋	パッカー車 ダンプ車	市の粗大・不燃ごみ処理施設
	飲料缶	袋	パッカー車 ダンプ車	市のリサイクルプラザ
アルミ製容器	燃やせないごみ	袋	パッカー車 ダンプ車	市の粗大・不燃ごみ処理施設
	飲料缶	袋	パッカー車 ダンプ車	市のリサイクルプラザ
	集団回収	袋 網かご	平ボディ車	民間業者のストックヤード
ガラス製容器 (無色・茶色・その他)	ガラスびん	袋	平ボディ車	市のリサイクルプラザ
	集団回収	袋・箱	平ボディ車	民間業者のストックヤード
飲料用紙製容器	牛乳パック類	しばる	平ボディ車	委託業者のストックヤード
	集団回収	しばる	平ボディ車	民間業者のストックヤード
段ボール	段ボール	しばる	平ボディ車 パッカー車	委託業者のストックヤード
	集団回収	しばる	平ボディ車 パッカー車	民間業者のストックヤード
紙製容器包装	雑がみ	しばる 紙袋	平ボディ車	委託業者のストックヤード
	集団回収	しばる	平ボディ車 パッカー車	民間業者のストックヤード
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車	市のリサイクルプラザ
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	袋	パッカー車	委託業者のストックヤード

## 11 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本計画を実効あるものとするため、次の取り組みを進める。

- (1) 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集をさらに円滑かつ効果的に進めていくため、市民、事業者や学識経験者で構成する廃棄物減量等推進審議会において、必要に応じて、推進体制等を検討する。
- (2) 毎年度、本計画記載事項の実績やごみ処理基本計画の進捗状況を管理するとともに、課題を整理し、令和7年度の本計画改定に反映させる。